

高浜市自治基本条例検証委員会 会議及び会議録の公開について

1 会議の公開について

- (1) 会議は、どなたでも傍聴可能とする。
- (2) 傍聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布する。
- (3) 会議の日程は、市ホームページ等で周知する。

2 会議録の公開について

- (1) 会議録に記載する事項は、次に掲げる事項とする。
 - ① 開催日時及び場所
 - ② 出席者
 - ③ 議題
 - ④ 議事の概要
 - ⑤ 傍聴人の数
 - ⑥ その他必要な事項
- (2) 会議録の確定方法は、原則として出席委員による書面表決とする。
- (3) 確定後、市ホームページで公開するとともに、ホームページ上での会議録の閲覧ができない人に対しては、市役所において閲覧できる旨を市の広報紙で周知する。